

浜田市告示第 34 号

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（補助金額等）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1 合宿等当たり 30 万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1 人 1 泊当たり 1,000 円

(2) 1 棟貸しの宿泊施設に宿泊する場合 1 棟 1 泊当たり 1,000 円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項各号中「1,000 円」とあるのは、「1,500 円」とする。

(1) 過去にこの告示による補助金の交付を受けて合宿等を行ったことがある場合

(2) 前号に規定する者から紹介を受けた場合

(3) 手配旅行契約（旅行業法第 2 条第 5 項に規定する手配旅行契約をいう。以下同じ。）を締結した旅行代理店に対し、次条の委任をする場合

附則第 3 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 24 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市合宿等誘致事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に宿泊を開始する合宿等について適用し、施行日前に宿泊を開始する合宿等については、なお従前の例による。